

社団法人巨樹の会新武雄病院に対する評価の基本方針

武雄市立武雄市民病院移譲先病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、社団法人巨樹の会新武雄病院（以下「病院」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、病院の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、評価を通じて病院の継続的な資質向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、病院の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 病院を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直し、改善するものとする。

2 評価方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。

(1) 年度評価

- ① 法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- ② 年度計画に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価（目標期間 3年）

- ① 各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。
- ② 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

3 評価結果の活用

- (1) 病院は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 病院の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。
- (3) 中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

4 評価の進め方

(1) 報告書の提出

病院は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、病院からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、病院に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

5 目標・計画を策定する際の留意点

病院において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。